

那須塩原市クマ等出没対応基準の策定について

■名称

那須塩原市クマ等出没対応基準（緊急銃猟マニュアル）

■策定の趣旨

令和 7 年の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正に伴い、人の日常生活圏にクマ等が出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が新たに設けられました。今回、本市で定める基準（マニュアル）は、当該制度の実施を踏まえ、関係する全ての機関及び団体等において、共通認識を図るために策定するものです。

これらにより、緊急銃猟制度を含めた市内のクマ等（危険鳥獣）出没対策の総合的な実施において、いかなる事態にも迅速かつ円滑に対応し、市民の安全と財産を守り、安心な生活環境を提供することを目指します。

■内容

別紙のとおり

■関係機関との協議

県、警察と協議済み

問い合わせ先

環境戦略部ネイチャーポジティブ課

課長 村松 一紀 電話 0287-74-2602

那須塩原市クマ等出没対応基準（緊急銃猟マニュアル）

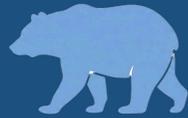


「那須塩原市クマ等出没対応基準（緊急銃猟マニュアル）」は、クマやイノシシが出没した時の対応を「マニュアル」としてまとめたものです。

クマ等の出没対応は、クマ等が出没した時間・場所・状況や、目撃からの経過時間などにより、様々なケースが考えられ、クマ等が出没したからと言って必ずしも『緊急銃猟』が適用になるとは限りません。

そのため、那須塩原市では、クマ等出没対応基準により、クマ等の目撃（出没）等に関する通報を受けた後、その時間・場所・状況等を総合的に勘案し、危険度を判断したうえで、その後の市及び関係機関等の対応を、関係機関等との協議に基づき決定することとします。

第1章 クマ等出没対応基準



- ・本市の現状やクマ等出没対応の考え方
- ・関係機関等の役割
- ・通報の受信や関係機関等との連絡体制
- ・危険度の判断基準や警戒区域

<危険度が高く緊急銃猟適用の可能性が高い場合は緊急銃猟対応に移行する>

第2章 緊急銃猟マニュアル



- ・緊急銃猟の概要
- ・緊急銃猟における関係機関等の役割
- ・緊急銃猟実施体制、対策本部の設置
- ・関係機関等への支援、応援要請
- ・緊急銃猟計画の調整、安全を確保するための措置
- ・緊急銃猟の実施、完了後の対応
- ・事前準備、訓練

